

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十八号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）中「別表第一の三十の項」を「別表第一の三十一の項」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「別表第一の三十一の項」を「別表第一の三十二の項」に改める。

別表第二の四の項中「別表第一の三十の項11」を「別表第一の三十一の項11」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。